

PTAB プラクティスのルール改正（施行日：2016年5月2日）

2016年04月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

USPTO の長官 Michelle Lee 氏は、AIA 手続に関し受領した 37 個のパブリック・コメントを慎重に検討した後、2015 年 3 月 27 日に、USPTO のブログ上で声明を発表し、PTAB プラクティス関連の応急措置 ("quick-fix") と規則改正案について言及しました。

一つ目は、応急措置 (first proposed-rule package) に関するものであり、審判手続に係るものです。この措置は、スケジューリング・オーダ (scheduling orders) を介してペンディング中のケースにおいて即時発効となり、PTAB に新たにファイルされた申請の全てに適用され、APJ s によって実施されることになりました。

二つ目は、PTAB の "trial" プラクティスにおける種々の規則改正 (second proposed-rule package) に関し、2015 年 5 月 19 日に、PTAB プラクティスの規則が改正 (first Final Rules Package) されました。

このたび、USPTO は、2016 年 4 月 1 日、PTAB プラクティスのルール改正を官報により公示しました。このルール改正（施行日：2016年5月2日）は、PTAB における特許付与後の手続 (inter partes review ("IPR"), post-grant review ("PGR"), transitional program for covered business method patents ("CBM")、及び、derivation proceedings) の規定／管理に対する幾つかのルールを改正するものです。今回の主な改正内容に関し、以下に、説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.